

堺市立南こどもリハビリテーションセンター指定管理者候補者 選定基準表

説明資料（3）

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点	
(1)事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (リハセン条例第12条第3項第1号)	①管理の基本方針 ②平等利用・安全の確保	①管理の基本方針が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。 ②市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象(リスク)を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	10点	
(2)事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (リハセン条例第12条第3項第2号)	①安定的な経営資源 ②財務規模、組織状況 ③事業実績	①当該管理業務を行っていくために必要な経営資源(ヒト、モノ、カネ、資格・ノウハウ等)を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。 ②事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。 ③類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	10点	
(3)利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (リハセン条例第12条第3項第3号)	①利用者の特性・利用者ニーズの把握、利用者との信頼関係の構築についての考え方 ②個人情報保護、情報公開の考え方 ③人権尊重の考え方 ④児童虐待・障害者虐待についての考え方 ⑤広報・モニタリング計画	①当該施設の利用者の特性及びニーズの把握、利用者との信頼関係の構築についての考え方方が適切か。 ②個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ③利用者及び従業者に対する人権尊重の考え方方が具体的に示されているか。 ④児童虐待・障害者虐待についての考え方や防止のための取り組みが適切か。 ⑤利用者への情報提供、広報宣伝の方法や考え方方が適切か。利用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。	10点	
(4)効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (リハセン条例第12条第3項第4号)	①休館日、開館時間、クラス配置の考え方 ②人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③送迎の考え方 ④苦情対応の考え方 ⑤事業の継続性および堺市立こどもリハビリテーションセンターとの連携についての考え方 ⑥非常時対策	①休業日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。障害の状況やニーズに応じたクラス配置となっているか。またクラス変更等の柔軟な対応が可能か。サービス提供時間は必要かつ効率的な設定となっているか。 ②適切な人員配置(障害者、高齢者等を含む)がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。 ③障害の状況に応じた送迎体制(送迎時間や添乗員)が提案されているか。乗降場所など安全面への配慮がなされているか。 ④利用者や近隣住民からの苦情、要望への対応策や考え方方が適切か。 ⑤事業の継続性、南北をあわせた堺市立こどもリハビリテーションセンターとしての連携方法や考え方方が適切か。 ⑥非常災害時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。	市民サービスの向上につながる効果的な運営が可能か。 実施する上での、適切かつ具体的な実施方策を講じているか。	10点 5点
(5)施設の効用を最大限発揮させることができること。 (リハセン条例第12条第3項第5号)	①目標設定 ②目標達成の方策 ③自主事業の実施計画 ④発達支援・家族支援機能 ⑤スーパーバイズ・コンサルテーション機能 ⑥地域のインクルージョン推進の中核機能 ⑦発達支援の入口としての相談機能	①当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。 ②上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③自主事業に具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。 ④幅広い高度な専門性に基づいた発達支援・家族支援への考え方について具体的に提案されているか。 ⑤地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容の助言や援助機能の考え方について具体的に提案されているか。 ⑥地域のインクルージョン推進の中核としての役割や関係機関等との連携について具体的に提案されているか。 ⑦センターに通う児童だけでなく、地域の障害児の発達支援の入口としての相談のあり方について提案されているか。	10点 10点	
(6)管理経費の縮減が図されること。 (リハセン条例第12条第3項第6号)	①経費削減の考え方・方法 ②収支計画 ③指定管理料の削減	①費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ②収支計画は適切か。 ③市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額(平均額・小数第1位四捨五入)を比較し、削減率(小数第2位四捨五入)に応じて付与 削減率 2%以上4%未満:1点 4%以上6%未満:2点 6%以上8%未満:3点 8%以上:4点	15点 4点	
(7)前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (リハセン条例第12条第3項第7号)	①障害者等就職困難者の雇用 ②市内経済の活性化 ③地域振興、地域コミュニティの醸成 ④環境問題への取組 ⑤市の施策に整合する取組実績等(障害者雇用、子育て支援、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント)	①障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方方が適切かつ具体的に示されているか。 ②堺市内業者の活用や堺市民の雇用等の堺市内経済活性化についての考え方方が適切かつ具体的に示されているか。 ③地域団体、地域住民、N P Oとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方方が適切かつ具体的に示されているか。 ④省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方方が適切かつ具体的に示されているか。 ⑤応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに2点ずつ付与(グループ応募の場合は、4及び6の項目を除き、すべての者が満たしていること)。 1 障害者の雇用状況報告義務があり2023年(令和5年)の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者(*)を1人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合のいずれかに該当する場合 2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている場合 5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第1項に掲げる高年齢者雇用確保措置のうち、65歳以上への定年引上げ(同項第1号)又は定年の定めの廃止(同項第3号)を行っている場合(同項第2号の継続雇用制度は対象外) 6 ISO14001の認証、エコアクション21の認証・登録、KESステップ2の登録又はエコステージ(レベル3)の認証のいずれかを受けている場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に掲げる障害者のうち、1年以上雇用され(又は見込み)、週20時間以上勤務している者	10点 6点	

* 採点 ((6) ③、(7) ⑤を除く。) は、右表を基本として行うものとする。

配点基準	配点5点	配点10点	配点15点
A 特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点	15点
B 優れている(十分な能力を有している)	4点	8点	12点
C 普通(一応の能力を有している)	3点	6点	9点
D 少少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点	6点
E 不十分(能力が乏しい)	1点	2点	3点
F 劣っている(能力がない)	0点	0点	0点